

壁紙の安全性と品質規格について

「ルノンフレッシュ」の壁紙は、各種安全規格に適合しており、安心してお使いいただけます。

■ 改正建築基準法に基づくシックハウス対策と自主管理制度

建築基準法の改正について

2003年7月1日建築基準法が一部改正されシックハウス対策の規定が加わりました。これはシックハウスの原因とされる化学物質の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院など全ての建築物の居室となります。

「居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料および換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)
 ※「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく壁紙の種別区分について

告示で定める壁紙は、そのホルムアルデヒド発散速度に応じて次の4つの種別に区分されますが図表の通り「JIS規格」か「大臣認定」に基づき「規制対象外」となっております。

告示で定める 建築材料の性能区分	規制対象外 ※第1～第3種よりも上位の 性能を備えた建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド放散速度 (チャンバー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下 少ない ←	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超 → 多い
ホルムアルデヒド対策マーク (等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	[対策マーク表示不可]
壁紙の種類	JIS 認証 大臣認定品	—	—	—
内装仕上の制限	使用制限無し	使用面積が制限される		使用禁止

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では改正建築基準法に対応させるため、対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお製品情報ラベルはホルムアルデヒド発散等級の確認および、日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行った商品のみ表示することができ、性能情報を使用者に対して、適切に伝達することを目的とし「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

1. 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS製品」と「大臣認定品」の2つの様式があります。

JIS製品様式

製品情報ラベル	
ホルムアルデヒド発散等級 F☆☆☆☆	
JIS規格品 認定取得者	
品番	寸法(有効幅mm×有効長さm)
ロット番号	販売元
防火製品表示ラベル	
材料区分	防火種別
基材の種類 紙質 繊維質 不燃繊維質 不燃合成繊維質	防火種別 防火 準防火 難燃 認定番号
防火認定取得者	

大臣認定品様式

製品情報ラベル	
ホルムアルデヒド発散等級 F☆☆☆☆	
大臣認定品 認定取得者	
品番	寸法(有効幅mm×有効長さm)
ロット番号	販売元
防火製品表示ラベル	
材料区分	防火種別
基材の種類 紙質 繊維質 不燃繊維質 不燃合成繊維質	防火種別 防火 準防火 難燃 認定番号
防火認定取得者	

シックハウス対策の技術的基準について

「技術的基準の政令第393号」が告示され、2003年7月1日施行となりました。

1. 規制対象物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

- ① 内装仕上げの制限
- ② 換気設備設置の義務付け
- ③ 天井裏などの制限

2. シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

*シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けます。



シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

今回の建築基準法令などでは、確認申請の段階には「使用建築材料表で告示対象建材の等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで管理されている『壁紙品質情報管理システム登録確認書』によって一元化され、的確な情報を迅速に確認ができます。

シックハウス対策壁紙の情報は、日本壁装協会の検索システムにより確認できます

この検索システムではJISならびに大臣認定に関するシックハウス情報や、防火の認定情報も商品番号から容易に検索でき、**印刷** ボタンにより印刷、およびダウンロードすることができます。

- ①「シックハウス対策壁紙はこちら」＝建築基準法による、シックハウス対策壁紙の等級表示（JISまたは大臣認定による規制対象外＝F☆☆☆☆）などが確認できます。
- ②「防火壁装材料はこちら」＝国土交通大臣の認定による防火壁装材料の認定番号と、防火性能の確認ができます。

* パソコン・携帯電話からの検索
<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

■ 壁紙の品質規格 SV規格とJIS規格について

SV規格

Standard Value =
壁紙製品標準規格



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会により制定された自主規格です。JIS規格の規定に、安全性を考慮したVOCや、重金属の使用に関する規定も加えられています。

JIS規格

Japanese Industrial Standards =
日本産業規格

壁紙：JIS A 6921：2014

日本の工業製品の品質安定を目的として制定された国家規格です。

(※トリムなど一部はJIS規定値をクリアした「大臣認定取得品」です)

JIS A 6921:2003は、2014年(平成26年)7月、JIS A 6921：2014に改正されました。

No.	試験項目		SV規格	JIS規格	
			規格値	規格値	
1	退色性(号)		4以上	同左	
2	乾燥摩擦	縦	4以上	同左	
		横			
	湿潤摩擦	縦	4以上	同左	
		横			
3	隠ぺい性(級)		3以上	同左	
4	施工性		浮き及び剥がれがあってはならない	同左	
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左
			横		
6	ホルムアルデヒド(mg/L)		0.2以下※1	同左	
7	重金属	砒素(mg/kg)	3以下	—	
		鉛(mg/kg)	20以下	—	
		カドミウム(mg/kg)	3以下	—	
		クロム(VI)(mg/kg)	20以下	—	
		水銀(mg/kg)	2以下	—	
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)		0.1以下	—	
9	残留VOC	TVOC(μg/g)	100以下	—	
		TEX※2芳香族(μg/g)	10以下	—	

※1 ホルムアルデヒド放散量の0.2mg/L以下は建築基準法のF☆☆☆☆に適合しています。
 ※2 TEXとはトルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

【使用原材料】

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300°C以上の難揮発性可塑剤を使用する。 ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	トルエン、キシレン、エチルベンゼンは使用しない。	—